

イ 事業の流れ

新事業活動の具体的な流れは、以下のとおりである。

- ① レンタル会社甲が、自社の国内営業所 A から国内営業所 B まで各種機材を運搬するにあたり、電子メール等により、当社に対して、希望する運搬日時や場所の情報とともに運転サービスの提供を依頼する。また、甲は、運搬に使う甲の保有・管理する車両を特定して、当社に依頼する。
- ② 当社は、当社の社員であるドライバー又は当社と業務委託契約を締結するドライバーの中から、甲の希望する運転サービスを提供可能な者を選び（この選択されたドライバーを乙という。）、乙に対し、当社と乙との間で共有するアプリケーションソフト等で、①の依頼内容を伝達する。乙は、甲の確認の下、甲が特定した甲の保有・管理した車両を用いて、運転サービスを提供する。運転サービスの中には、荷物の積み込みや積み下ろしが含まれる場合もある。なお、甲はこのアプリケーションソフト等は用いない。
- ③ 例えば、乙は、営業所 A から営業所 B への運搬にあたって運転サービスを提供した後、営業所 B から営業所 A まで戻る際に、何らの機材を搭載しないで戻る場合もあれば、営業所 B からさらに営業所 C まで運搬物のないまま移動した上で、営業所 C で運搬物を搭載して営業所 A まで運搬して戻る場合もある。

このように、甲からは、甲の保有・管理する車両を用いた甲が保有・管理するレンタル機材の運搬にかかる運転サービスの提供を依頼され、かつ、希望する運搬の日時や場所も伝えられる。なお、上記運搬において消費した燃料費も甲の負担である。

他方、当社は、甲からの依頼に基づき、具体的に運転サービスを提供するドライバー（乙）を選択し、乙に対して指揮・監督する（なお、乙は、当社からの依頼を拒否することも自由であるし、当社以外で勤務したり、当社以外の業務を受託することも自由である。また、当社は、乙に対し、配送に係る業務場所及び時間以外に、役務提供してもらう場所や時間を指定することも無い。）。運転サービス提供中に、甲乙間での直接の連絡は原則として存在しない（不可抗力等により到着時分が遅延することが見込まれるような場合には、乙から到着予定の甲の営業所へ直接連絡を入れることはあり得る。）。

ウ 当社と顧客の関係

当社は、甲との間で、運転サービスの提供に係る業務委託契約を締結する。

同契約に基づき甲から当社に支払われる業務委託料は、輸送キロ数に応じた一律料金に下記オに記載する荷物保険料等を加えた額とする予定である。

エ 荷物保険

当社は、本件サービスの提供にあたって損害が生じたときのために、荷物保険に加入予定である。この保険によれば、ドライバー乙が運転中に建設機材に滅失毀損

が生じて、甲に保険金が支払われることで損害を補填できる。

当該保険の形式的な契約者は、甲でなく当社である。もっとも、当社は、甲に対し、当社が保険会社に支払う荷物保険料を当該名目で全額請求するため、実質的な保険料支払者は甲である。このため、荷物に対する実質的なリスクを負うのは、当社でなく、甲となる。

オ その他

具体的な料金額や年間売上については、現在検討中である。

(3) 新事業活動を実施する場所

顧客となる企業の事業所の所在地と、当該顧客から指示された運搬指定位置までの運搬経路内

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) はじめに

本件新事業活動は、貨物自動車運送事業法（以下「法」といいます。）第2条2項に規定する「一般貨物自動車運送事業」及び法第2条3項に規定する「特定貨物自動車運送事業」のいずれにも該当しないと考える。

以下、その理由を詳述する。

(2) 「有償」性

ア 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業は、いずれも、他人の需要に応じた貨物運送において「有償」であるものを指す。

この点、法は、もともと道路運送法の中に規定されていた貨物自動車運送事業にかかる部分を切り出して平成元年に新たに制定されたものである。かかる経緯を踏まえた法の統一的解釈の観点からは、法に規定する「有償」と道路運送法に規定するそれは同一であると考えられる。

イ 道路運送法において旅客自動車運送事業とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業…」（同法第2条第3項）と定義されており、法における一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の各定義と同様の書きぶりとなっている。

道路運送法における「有償」とは旅客の運送行為への対価を意味し、「自動車を使用して」とは、サービス提供者の所有又は管理する車両を使用することを当然の前提にしている。

このことは、令和2年3月31日付国土交通省自動車局旅客課長発出「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」1（4）の具体例⑥に詳述のとおりである。つまり、道路運送法第2条第3項における「有償」とは、サービス提供者の所有又は管理する車両を用いることを前提とした運送行為への対価をいう。

電話 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

[REDACTED]